

# 被災者生活支援情報

## り災証明書・被災者支援制度の申請期限をご確認ください

### り災証明書の新規申請受付は、3月31日で終了します

熊本地震に関する「り災証明書」(住家、農水産業、店舗・事業所)の新規申請受付は、**平成 29 年 3 月 31 日 (金)** で終了します。

り災証明書が必要な方で、申請がお済でない方はお早めにお手続きください。

ただし、市外避難や入院などのやむを得ない理由により、期間内に申請することができない方については、当分の間、申請を受け付けいたします。

なお、既にり災証明書の交付を受けた方については、再発行を行います。

#### ●お問合せ先

- ・住家の「り災証明」:健康福祉政策課 096-328-2340
- ・農水産業に係る「り災証明」:農業支援課 096-328-2384
- ・店舗・事業所等の「り災証明」:商業金融課 096-328-2424

制度	申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
個人市民税の減免	平成 29 年 3 月 31 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象となる方</li> <li>・居住する住宅に被害を受けた方</li> <li>・所有する住宅または家財に被害を受けた方</li> <li>・農作物に被害があった方</li> </ul>	各区役所税務課 中央区 ☎096-328-2181 東 区 ☎096-367-9138 西 区 ☎096-329-1174 南 区 ☎096-357-4143 北 区 ☎096-272-1114  ※被害認定調査が終わっていないなどの理由でり災証明書をお持ちでない場合でも、減免の申請をすることができます。区役所税務課へご相談ください。
固定資産税の減免	平成 29 年 3 月 31 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象となる資産</li> <li>・災害により、流失、水没、埋没もしくは崩壊等の被害を受け、作付不能または使用不能となった農地または宅地等</li> <li>・災害により、半壊以上の被害を受けた家屋</li> <li>・災害により、損傷した償却資産</li> </ul>	
軽自動車税の減免	平成 29 年 3 月 31 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象</li> <li>地震によって被害を受け、廃車した軽自動車等</li> </ul>	

制度	申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
被災家屋等の解体撤去	<b>公費解体</b> <b>平成 29 年 3 月 31 日(金)</b>	個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行います。	被災家屋解体ダイヤル ☎0120-946-153  震災廃棄物対策課 ☎096-328-2976 業者と契約して既に解体が終了した方(自費解体)の申請受付は終了しました。 ※その他、被災した危険家屋等の解体に関する相談
	被災マンション法が適用されるマンションについては、平成 29 年 10 月 4 日(水)まで申請期限を延長します。		
みなし仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ)	<b>平成 29 年 3 月 31 日(金)</b>	熊本地震により、住家が全壊又は大規模半壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本市が借上げます。  発災から約9ヶ月が経過し、応急的な住まいの提供は着実に進む中で、被災者の中には、未だに危険な状況にある自宅居住の方がおられる可能性があることから、梅雨や台風時期の前までには転居を完了する必要があります。このため、発災から約1年となる平成 29 年 3 月 31 日をみなし仮設住宅の申込期限とします。	●申請窓口 市役所本庁舎14階大ホール  ●お問い合わせ先 建築政策課 ☎096-328-2438
	やむを得ず入居物件を見つけることができない方、リ災証明書のり災区分が確定していない方など、個別の事情に応じて、「理由書」の提出により期限後であってもお申し込みいただける場合があります。建築政策課へご相談ください。		
ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業	<b>平成 29 年 3 月 31 日(金)</b>	生業(畜産業、農業等)上の理由により自宅を離れることができない方に対し、ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業を行っています。	営繕課 ☎096-328-2573 設備課 ☎096-328-2450
	り災証明書のり災区分が確定していない方など、個別の事情に応じて、「理由書」の提出により期限後であってもお申し込みいただける場合があります。右記お問合せ先へご相談ください。		
災害援護資金の貸付	<b>平成 29 年 3 月 31 日(金)</b>	熊本地震により世帯主が重傷を負った場合、住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。	各区役所総合相談窓口 (地域支え合いセンター内) 中央区(市役所 14 階) ☎096-328-2105 東 区 ☎096-367-9267 西 区 ☎096-329-2829 南 区 ☎096-357-4757 北 区 ☎096-272-1972
	病気等のやむを得ない理由により申請期限までに申請ができなかった場合は、その理由がやんだ日から 14 日を経過する日又は平成 29 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに限り、申請を受け付けます。		
就学援助(平成 28 年度分)	<b>平成 29 年 3 月 31 日(金)</b>	経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助(平成28年度分の給食費の免除、学用品費の支給等)を行います。	●申請窓口 各小・中学校 ●お問い合わせ先 学務課 ☎096-328-2716

制度	申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
熊本地震による予防接種費用の償還払い	平成 29 年 3 月 31 日(金)	熊本地震により、子どもの定期予防接種を対象年齢で接種することができず、費用を負担して平成 28 年 9 月 30 日までに接種を受けた方については、その費用負担相当額を償還払いにて交付します。	感染症対策課 ☎096-364-3189
保健衛生事務に関する手数料の免除	平成 29 年 3 月 31 日(金) 既に施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開された際に支払われた、保健衛生事務に関する申請等の手数料の還付に関する申請期限も平成 29 年 3 月 31 日です。	今回の地震で被災した施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開される方等を対象に、保健衛生事務に関する申請等の手数料を免除します。	生活衛生課 ☎096-364-3187 食品保健課 ☎096-364-3188 医療政策課 ☎096-364-3186 動物愛護センター ☎096-380-2153
日本財団による弔慰金・住宅損壊見舞金の支給	平成 29 年 3 月 31 日(金) 【郵送】必着 【持込】17:00 まで	●対象となる方 【弔慰金】 熊本地震により亡くなった方(関連死も含む)のご遺族・ご親族 【住宅損壊見舞金】 住宅が「全壊(全焼)」又は「大規模半壊(半焼)」した世帯	各区役所総合相談窓口(地域支え合いセンター内)にて、対象者の方に申請書をお渡しします。 【弔慰金】 日本財団熊本本部 ☎096-285-6344 【住宅損壊見舞金】 日本財団申請事務センター ☎03-6435-5751
被災住宅の応急修理	平成 29 年 4 月 13 日(木) 申請期限までに申請出来ないやむを得ない事情がある場合はご相談ください。	地震により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内(修理限度額 57 万 6 千円)で応急的に修理します。	●申請窓口 市役所本庁舎14階大ホール ●お問い合わせ先 被災住宅の応急修理ダイヤル ☎096-328-2118
平成 28 年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免	平成 29 年 4 月 13 日(木) ※ただし、平成 29 年 3 月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得する方については、納期限前 7 日(平成 29 年 4 月 24 日(月))までに申請ください。	熊本地震により世帯主が死亡又は重篤な傷病を負われた場合や住家が半壊以上の被害を受けられたことによって支払いが困難になった保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。 ※平成 29 年度の保険料減免については、詳細が決まり次第、本紙及び HP 等にてお知らせします。	国保年金課 ☎096-328-2290 東 区 ☎096-367-9125 西 区 ☎096-329-1198 南 区 ☎096-357-4128 北 区 ☎096-272-6905

制度	申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
<b>保育所等保育料の減免</b>	<p>平成 29 年 4 月 14 日(金)</p> <p>申請期限までに申請出来ないやむを得ない事情がある場合はご相談ください。</p>	<p>地震により所有する住宅に全壊及び半壊の被害を受けられた方は、保育料の減免を受けられる場合があります。</p>	<p>保育幼稚園課 ☎096-328-2568</p> <p>各区役所保健子ども課</p> <p>中央区 ☎096-328-2421 東 区 ☎096-367-9130 西 区 ☎096-329-6838 南 区 ☎096-357-4135 北 区 ☎096-272-1104</p>
<b>【延長】 国民健康保険・ 後期高齢者医療 保険一部負担金の 免除</b>	<p>医療機関窓口で免除を受けられる期間は、平成 29 年 9 月診療分までです。</p>	<p>熊本地震により住家が全半壊の被害を受けるなど、被災された被保険者(加入者)が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。</p> <p>※受診の際に医療機関窓口へ、保険書と一緒に一部負担金免除証明書の提示が必要です。 ※有効期間が「平成 29 年 2 月 28 日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成 29 年 9 月 30 日まで、使用することができます。 ※国民健康保険の免除証明書をお持ちの方で、新たに後期高齢者保険へ移行される方は、後期高齢者医療の免除証明書の取得が必要です。</p>	<p>各区役所区民課</p> <p>中央区 ☎096-328-2278 東 区 ☎096-367-9125 西 区 ☎096-329-1198 南 区 ☎096-357-4128 北 区 ☎096-272-6905</p>
<b>【延長】 介護保険サービス 利用料の免除</b>	<p>免除を受けられる期間は、平成 29 年 9 月サービス利用分までです。</p>	<p>被災された方で、介護保険利用者負担減額・免除認定証(ねずみ色)をお持ちの方の介護保険サービス利用料の免除を行います。</p> <p>※サービスを利用した施設・事業所へ、介護保険利用者負担減額・免除認定証(ねずみ色)の提示が必要です。 ※すでに減額・免除認定証(ねずみ色)をお持ちの方は再度申請する必要はありません。</p>	<p>高齢介護福祉課 ☎096-328-2347</p> <p>各区役所福祉課</p> <p>中央区 ☎096-328-2311 東 区 ☎096-367-9127 西 区 ☎096-329-5403 南 区 ☎096-357-4129 北 区 ☎096-272-1118</p>
<b>【延長】 障がい福祉関係 サービスの利用者 負担の免除</b>	<p>免除を受けられる期間は、平成 29 年 9 月サービス利用分までです。</p>	<p>被災された方で、障がい福祉関係サービス(障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具及び日常生活用具)について利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。</p>	<p>(障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具及び日常生活用具)</p> <p>障がい保健福祉課 ☎096-328-2519</p> <p>(障害児入所支援) 児童相談所 ☎096-366-8181</p>

制度	申請等期限	制度の概要	申請窓口・お問合せ先
<b>【延長】</b> <b>ひとり親家庭への貸付(住家)</b>	<b>平成 30 年 4 月 30 日(月)</b>  ※ただし、特例部分を除く通常の住宅貸付については継続	現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。	熊本市母子父子相談室 (熊本市母子・父子福祉センター内) <b>☎096-385-1228</b> ※午前 9 時 30 分～午後 4 時 ※月曜・祝日休み 各区役所保健子ども課 中央区 <b>☎096-328-2421</b> 東 区 <b>☎096-367-9130</b> 西 区 <b>☎096-329-6838</b> 南 区 <b>☎096-357-4135</b> 北 区 <b>☎096-272-1104</b>
<b>【延長】</b> <b>熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予</b>	<b>平成 30 年 4 月 30 日(月)</b>	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。	中央区 <b>☎096-328-2421</b> 東 区 <b>☎096-367-9130</b> 西 区 <b>☎096-329-6838</b> 南 区 <b>☎096-357-4135</b> 北 区 <b>☎096-272-1104</b>
<b>被災者生活再建支援金の支給</b>	<b>基礎支援金</b> <b>平成 30 年 5 月 13 日(日)</b>  <b>加算支援金</b> <b>平成 31 年 5 月 13 日(月)</b>	地震により住宅が全壊(大規模半壊)の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。  住宅が半壊(大規模半壊を含む)の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯や、居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯も対象となります。	各区役所総合相談窓口 (地域支え合いセンター内) 中央区(市役所 14 階) <b>☎096-328-2105</b> 東 区 <b>☎096-367-9267</b> 西 区 <b>☎096-329-2829</b> 南 区 <b>☎096-357-4757</b> 北 区 <b>☎096-272-1972</b>
<b>国民年金保険料の免除</b>	免除を受けられる期間は、 <b>平成 30 年 6 月分まで</b> です。	国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。	国保年金課 <b>☎096-328-2290</b> 各区役所区民課 中央区 <b>☎096-328-2278</b> 東 区 <b>☎096-367-9125</b> 西 区 <b>☎096-329-1198</b> 南 区 <b>☎096-357-4128</b> 北 区 <b>☎096-272-6905</b>